する利用者において、それぞれの算定要件を満たす訪問看護を実施するに十分な配置がされていること。

(4) 包括型訪問看護療養費の1のハ又はニ、2のハ又はニ及び3のハ又はニを算定する利用者に対しては、当該訪問看護ステーションにおいて、夜間帯（午後六時から午前八時までをいう。）の対応を行う看護職員の数は、常時一名以上（ただし、当該訪問看護ステーションにおいて当該利用者の数の合計が三十一以上八十以下の場合は二以上、八十一以上の場合は五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上）、当該建物において、計画的な指定訪問看護を実施している又は随時の指定訪問看護に対応できる状況で勤務していること。

(5) 医療安全管理及び衛生管理に関する組織的な取組を行っていること。

(6) 合同の研修及び事例検討会等の地域の保険医療機関又は訪問看護ステーションとの連携について相当な実績を有すること。

(7) 厚生労働大臣が実施する調査に適切に参加していること。

(8) 指定訪問看護に係る記録を電子的に行っていること。

(9) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

八　（略）

九　訪問看護遠隔診療補助料の基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されている保険医療機関と連携しながら診療の補助を行う体制が整備されていること。

七　（略）

（新設）

十　訪問看護ベースアップ評価料の基準

(1) 訪問看護ベースアップ評価料(I)

次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該訪問看護ステーションに勤務する職員（以下「対象職員」という。）がいること。

ロ （略）

(2) 訪問看護ベースアップ評価料(II)

次のいずれにも該当するものであること。

イ （略）

ロ 訪問看護ベースアップ評価料(I)により算定する見込みの金額が、対象職員の適切な賃金改善に必要な額に当該訪問看護ステーションの利用者の数に占める医療保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者の割合を乗じた数の百分の五十未満であること。

ハ～ホ （略）

(3) 訪問看護ベースアップ評価料の注3、注7及び注8に規定する基準

継続的に賃上げを行っている訪問看護ステーションであること。

第二　指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一～十一　（略）

十二　包括型訪問看護療養費の注1、注5及び注6に規定する厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

(1) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者

(2) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

(3) 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

第三　（略）

八　訪問看護ベースアップ評価料の基準

(1) 訪問看護ベースアップ評価料(I)

次のいずれにも該当するものであること。

イ 主として医療に従事する職員（以下「対象職員」という。）が勤務していること。

ロ （略）

(2) 訪問看護ベースアップ評価料(II)

次のいずれにも該当するものであること。

イ （略）

ロ 訪問看護ベースアップ評価料(I)により算定する見込みの金額が、対象職員の給与総額に当該訪問看護ステーションの利用者の数に占める医療保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者の割合を乗じた数の一分二厘未満であること。

ハ～ホ （略）

（新設）

第二　指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一～十一　（略）

（新設）

第三　（略）